

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉を図ることを目的とする制度である。特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。</p> <p>①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童扶養手当法第十六条の未払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑥児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑧前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム・中間サーバー・宛名管理システム・団体内統合宛名システム・北九州市電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表56の項・別表の主務省令29条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令:(第19条)、(第22条第1項ワ、第2項ル、第4項ヲ、第6項ル、第8項ワ)、(第44条第1項ワ)、(第91条第3項)、(第92条第1項ハ、第2項ハ)、(第127条第1項ワ)、(第143条第1項ト)、(第157条第1項ル)、(第163条第1項ワ) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令:第83条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 093-582-2410

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務に携わる職員に対し、業務システムのアクセス権限の発効・失効、必要最低限のアクセス可能範囲の設定を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	Ⅱ-1-1時点	2016/3/31	2017/3/31	事後	
平成29年6月16日	Ⅱ-2-1時点	2016/4/1	2017/3/31	事後	
平成29年6月16日	法令上の根拠	別表第一の主務省令29条1～6項	番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条2項 別表2の18の項	事後	
平成29年6月16日	②法令上の根拠	別表第二の主務省令(第12条第1項ト、ヘ)、 (第19条第1項リ)、(第31条1～6項)、(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項リ)	番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～6項 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:(第12条第1項ヌ)、(第19条第1項ル)(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル)	事後	
令和1年5月31日	I-1-1③システムの名称	児童扶養手当システム・中間サーバー・宛名管理システム 団体内統合宛名システム	・児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム ・中間サーバー ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・北九州市電子申請サービス	事後	
令和1年5月31日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条2項 別表2の18の項	番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項	事後	
令和1年5月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～6項 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:(第12条第1項ヌ)、(第19条第1項ル)(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル)	番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 ・別表第二の主務省令:(第12条第1項ル)、(第19条第1項ル)(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～6項	事後	
令和1年5月31日	I-5-①部署	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	事後	
令和1年5月31日	I-5-②所属長の役職名	岩佐 健史	子育て支援課長	事後	
令和1年5月31日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課 093-582-2410	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 093-582-2410	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策	-	追加	事後	
令和2年5月7日	I-1-1②事務の概要	児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉を図ることを目的とする制度である。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉を図ることを目的とする制度である。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑦児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月7日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 ・別表第二の主務省令：(第12条第1項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令：第31条1～6項	番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令：第31条1～7項	事後	
令和2年5月7日	II-1-いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年5月7日	II-2-いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和3年10月18日	II-1-いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	
令和3年10月18日	II-2-いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	
令和3年10月18日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令：第31条1～7項	番号法第19条第8号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令：第31条1～7項	事後	
令和4年10月28日	II-1-いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	
令和4年10月28日	II-2-いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	
令和4年10月28日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項	番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 ・別表第一の主務省令29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和4年10月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令：第31条1～7項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第57の項 ・別表第二の主務省令：第31条	事後	
令和6年1月25日	II-1-いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	令和5年12月31日 時点	事後	
令和6年1月25日	II-2-いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	令和5年12月31日 時点	事後	
令和6年1月25日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第57の項 ・別表第二の主務省令：第31条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第57の項 ・別表第二の主務省令：第31条	事後	
令和7年3月4日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 ・別表第一の主務省令29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	番号法第9条第1項 別表56の項 ・別表の主務省令29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和7年3月4日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二の主務省令：(第10条の3)、(第12条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第19条第1項)(第35条第2項)、(第36条第1項、2項)、(第44条第1項)、(第53条第1項)、(第59条の2第1項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 第57の項 ・別表第二の主務省令：第31条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令：(第19条)、(第22条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項)、(第44条第1項)、(第91条第3項)、(第92条第1項ハ、第2項ハ)、(第127条第1項)、(第143条第1項)、(第157条第1項)、(第163条第1項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令：第83条	事後	
令和7年3月4日	II-1-いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月4日	Ⅱ-2-1 いつ時点の計数か	令和5年12月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年3月4日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。	事後	
令和7年3月4日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 業務に携わる職員に対し、業務システムのアクセス権限の発効・失効、必要最低限のアクセス可能範囲の設定を行っている。	事後	